

日本遺産「水の文化」ツーリズム推進協議会について



R3.06.23

① 設置目的

日本遺産認定ストーリー「琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産」による地域振興を図るため、地域の住民や観光事業者等が行う滋賀らしい観光まちづくりの活動の推進に資することを目的に設置。

② 設置年月日

平成27年7月1日

③ 組織体制等

- ・県内19市町のうち、琵琶湖に面する10市および外郭団体(公益社団法人びわこビジターズビューロー・公益財団法人滋賀県文化財保護協会)と県にて構成。
- ・文化財部局と観光部局の両者が参画。
- ・この下に日本遺産地域協議会。

④ 日本遺産地域協議会

- ・各市には地域協議会が組織されている
- ・構成員
行政(文化財・観光)、文化財所有者、地域住民、構成文化財活用団体、観光事業者等(観光協会、観光ボランティアガイド団体、商工会、宿泊施設、交通事業者)

※地域による持続可能な取組を目指す組織

⑤ 水の文化推進協議会のおもな取組

1. 情報発信(web・パンフ・マップ・ポスターなど)
2. 地域協議会への事業補助
(観光拠点の整備・映像作成・学校との連携など)
3. キャンペーンや周遊企画の実施 ⇒ 周遊促進の取組
※その他にも・・・
地域の機運醸成(ワークショップ・ガイド養成など)

1. 情報の発信

2. 地域協議会への事業補助

3. キャンペーンの実施

日本遺産 滋賀カードめぐり

比叡山延暦寺

⑥ 日本遺産の魅力発信

「琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産」など、本県6つの日本遺産の発信、周遊イベントを実施することにより、琵琶湖を中心に点在する本県の日本遺産を面的・広域的に活用した周遊観光の促進を図る。